

議案第十一号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例
港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条の表港区立三田いきいきプラザの項の次に次のように加える。

港区立神明いきいきプラザ

東京都港区浜松町一丁目六番七号

別表一の部(一)の款虎ノ門の項の前に次のように加える。

神明	
トレーニングセンター	
大人	小学生・中学生
四〇〇円	一六〇円

別表一の部(二)の款虎ノ門の項の前に次のように加える。

神明	定期利用券(一月)	四、五〇〇円
----	-----------	--------

別表一の部(三)の款虎ノ門の項の前に次のように加える。

神明		回数券(四、四〇〇円券)	四、〇〇〇円
		回数券(九、二〇〇円券)	八、〇〇〇円

別表二の部三田の項の次に次のように加える。

集会室A(洋室)	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、八〇〇円	
集会室B(洋室)	一、九〇〇円	二、六〇〇円	三、四〇〇円	
集会室C(洋室)	一、二〇〇円	一、六〇〇円	二、一〇〇円	電磁調理器 を使用する 場合、は、 五〇〇円増 とす。
集会室D(和室)	七〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	

	敬老室 (和室)	展示ギャラリー	ダンススタジオ	音楽スタジオ
		二、 一〇〇〇円	一、 六〇〇円	六 〇〇円
		二、 八〇〇円	二、 二〇〇円	八 〇〇円
	一、 〇〇〇円	三、 七〇〇円	二、 九〇〇円	一、 一〇〇円
<p>一 〇は増六午るを と十後分七は利 限日利び 二 〇三、〇前場使冷す分九か時、用夜る曜用午午 三 円、午〇は合用暖るま時ら三午時間。日は後前 四 増四後円二はす房。で三午十後間の に、の及</p>				円は用ピ 増、すア と五るノ す〇場を る〇合使

神

明

体
育
館

五、
三
〇
〇
円

七、
一
〇
〇
円

四、
七
〇
〇
円

響円きーるをソフ〇にはすトツ増〇合用装舞〇一場使ソス映〇一場使セ増三夜
セ増一個場使セロ〇つゝるをトゝ〇はす置台円ゝ合用付ク写円ゝ合用ツゝ〇間
ツゝ〇に合用ソア円き一場使ラス〇ゝるを照増二はすゝリ機増三はすト平〇は
ト音〇つはすトコ増五台合用イボ円一場使明ゝ〇ゝるをしゝ〇ゝるを台円二、

この条例は、区規則で定める日から施行する。

付 則

リ ハ ー サ ル 室	
三 〇 〇 円	
四 〇 〇 円	
三 〇 〇 円	
<p style="text-align: center;">二 一</p> <p>と十後分七は利 限日利び す分九か時 `用夜る曜用午午 るま時ら三午時間 °日は後前 °で三午十後間の に `の及</p>	<p>増一本合用加ホマ〇二場使本ロ と〇にはすしンイ円 `合用付ホマ す〇つ `るてをク増四はす`ンイ る円き一場使追ロ `〇 `るをニク</p>

(説明)

神明いきいきプラザを新たに設置するため、本案を提出いたします。